

住居確保給付金(家賃補助)のしおり

離職等によって住居を喪失またはそのおそれのある方へ

～住居確保給付金(家賃補助)のご案内～

岸和田市

(令和 8 年 7 月)

1. 住居確保給付金とは

離職または自営業の廃業または個人の責めに帰すべき理由・都合によらない就業機会の減収により、離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、自立相談支援機関による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記の家賃額を上限として、収入に応じて調整された額を支給

支給期間：3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能）

支給方法：大家等へ代理納付

2. 住居確保給付金を受けるための要件

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある
- ② 申請日において、離職等の日から2年以内である、または、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由・都合によらないで減少し、当該個人の就労状況が離職または廃業の場合と同等程度の状況にあること（疾病、負傷、育児その他福祉事務所がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上、求職活動を行うことができなかった場合、離職等の日から最長4年以内）
- ③ 離職等の日または申請日の属する月に、主たる生計維持者であった（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む）
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である（収入には、公的給付等を含む）

世帯人数	基準額			家賃額（上限）			収入基準額
1人	92,000円	+		39,000円	=		
2人	139,000円			47,000円			
3人	172,000円			51,000円			
4人	214,000円						
5人	255,000円						

⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
1 人	552,000 円
2 人	834,000 円
3 人以上	1,000,000 円

- ⑥ ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと（上記②で、収入が減少している場合、自立に向けた活動を行うことが自立の促進に資すると福祉事務所が認めた場合、延長を含めた最大6か月間に限り、当該活動を行うことをもって、当該求職活動に代えることができます。）
- ⑦ 自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

3. 住居確保給付金の支給額

次の①、②の場合に応じ、それぞれ定める額（ただし、家賃上限額まで）

- ① 月収が基準額以下の場合、家賃額[※]
- ② 月収が基準額を超える場合は以下の計算式により算出された額となります。

住居確保給付金支給額 = 家賃額[※] - （月の世帯の収入合計額 - 基準額）

※ 賃貸借契約書に記載された実際の家賃額（共益費、駐車場代は含みません）

4. 住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書
- ② 本人確認書類の写し
以下のいずれか1点。ただし、顔写真付きの書類が無い場合は2点。
運転免許証（裏面含む）、マイナンバーカード（表面のみ）、パスポート、各種福祉手帳、各種資格確認書、住民票、戸籍謄本、在留カード等
- ③ 離職等後2年以内の者であることが確認できる書類の写し
離職票、雇用保険受給資格者証（雇用保険受給資格者証等がない場合は、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類）または、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで

減少し、当該個人の就労状況が離職または廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

（疾病、負傷、育児等により引き続き 30 日以上、求職活動を行うことができなかった場合、医師の証明書、その他の当該事情に該当することの事実を証明する書類）

- ④ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、申請日の属する収入が確認できる書類の写し
給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格者証」、年金を受けている場合は「年金振込通知書」
- ⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

5. 住居確保給付金の申請から決定まで

住宅を喪失している方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- ・必要書類を添えて、申請書を自立相談支援機関に提出します。
- ・申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」が交付されます。
- ・住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、市町村社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金の借入れ申込みを行うことができます。

◆ 入居予定住宅の確保

- ・不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該不動産業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。

原則として、賃貸住宅を探す範囲は申請書を提出した自治体の地域内です。

- ・敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合はその旨不動産業者等に伝えて下さい。
- ・入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

◆ ハローワークでの求職申込み

- ・公共職業安定所（ハローワーク）にて求職申込みを行ってください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- ・不動産業者等から記載・交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を、自立相談支援機関に提出してください。
- ・ハローワーク窓口から交付を受けた求職受付票（ハローワークカード）の求職番号を申請書に記載してください。

◆ 住居確保給付金の審査

- 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給決定通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。
- 「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付にあわせて、「住居確保報告書」が交付されます。

◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、市町村社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出して、総合支援資金貸付(住宅入居費)の借入れの相談が可能です。
- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れの相談が可能です。

◆ 賃貸借契約の締結

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付け金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て停止条件付きの契約とするとしている不動産業者等もあると考えられますのでご注意ください。
- 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを市町村社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金(住宅入居費)が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

◆ 入居手続き

- 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

◆ 住居確保給付金支給の決定

- ・既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住居確保報告書」を自立相談支援機関に提出してください。
- ・「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」が、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が交付されます。
- ・住宅を確保している不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- ・住居確保給付金は自治体から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- ・臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている者に対しては、償還について市町村社会福祉協議会の指示を受けることとなります。
- ・総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを市町村社会福祉協議会に提出してください。審査が通ると貸付決定が通知されます。

住宅を喪失するおそれのある方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- ・必要書類を添えて、申請書を自立相談支援機関に提出します。
- ・申請書の写しの交付にあわせて、「入居住宅に関する状況通知書」、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」が交付されます。

◆ 入居住宅の貸主との調整

- ・不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。

◆ ハローワークでの求職申込みと他施策利用状況の確認

- ・公共職業安定所（ハローワーク）にて求職申込みを行ってください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- ・不動産業者等から記載・交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し、自立相談支援機関に提出してください。
- ・ハローワーク窓口から発行を受けた、求職受付票（ハローワークカード）の求職番号を申請書に記載してください。
- ・住居確保給付金は自治体から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- ・受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

◆ 住居確保給付金の審査・決定

- ・審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が交付されます。
- ・入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- ・住居確保給付金は自治体から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- ・受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給決定通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

◆ 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- ・住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の相談が可能です。

6. 住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」や「臨時特例つなぎ資金貸付」の利用を希望される場合は、社会福祉協議会へお問い合わせください。

7. 住居確保給付金受給中の義務

- ◆ 支給期間中は、ハローワークの利用、自立相談支援機関の支援員の助言、その他様々な方法により常用就職に向けた求職活動を行ってください。
- ◆ 毎月2回以上(※)、「職業相談確認票」を持参の上、ハローワークの職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」に公共職業安定所担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、ハローワークの確認印を受けます。
- ◆ 毎月4回以上(※)、自立相談支援機関の支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」を支援員へ提示して公共職業安定所における職業相談状況を報告するとともに、その他の求職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を活用するなどの方法により、報告してください。
- ◆ 原則週1回以上(※)、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。月4回の支援員との面

接の際に、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、自立相談支援機関に報告してください。

- ◆ さらに、自立相談支援機関よりプランが策定された場合は、上記に加え、プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受けてください。

8. 受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を自立相談支援機関へ提出してください。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、住居確保給付金窓口へ毎月提出してください。

9. 一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで、延長することが可能です。（最長9カ月）

（要件）・受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること など

住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金分かる書類を準備して、自立相談支援機関へお越し下さい。

※自立に向けた活動を行うことが自立の促進に資すると福祉事務所が認めた場合であっても、再延長の際は求職活動を行っていただきます。

10. 支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し基準額以下に至った場合
 - ・受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、自立相談支援機関の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合
 - ・自立相談支援機関に申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、自立相談支援機関へ起こしてください。

11. 住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 毎月2回以上の公共職業安定所での就職相談、毎月4回以上の自立相談支援機関の支援員等による面接等又は原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等、求職活動を怠る方については、支給を中止します。
- ◆ 自立相談支援機関が策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が一定額を超えた場合は、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。
- ◆ 受給中に常用就職したこと及びその就職による収入の報告を怠った場合は、支給を中止します。
- ◆ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、自立相談支援機関の指示による場合を除く。）については支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同じの世帯に属する者が暴力団員と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は、支給を中止します。
- ◆ 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合は、支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

12. 住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
- ◆ ただし、住居確保給付金を受け常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合に限り、支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合、再度支給を受けることができます。
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新がないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。
- ◆ 支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過し、支給終了後に基準額以上の収入を得たが再度、個人の都合によらない理由により収入が減少した場合、再支給を受けられる可能性があります。ご相談ください。

13. 住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付を自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

【問合先】

岸和田市役所福祉部福祉政策課 困窮者支援担当

TEL： 072-423-9141